


(1) 介護人材の確保・育成・離職防止、生産性の向上

①	介護人材の確保・育成・離職防止	担当課	事業者指導課・介護保険課
事業の目的・概要			
<p>高齢者の増加に伴い、介護支援専門員や介護サービスを提供する人材の確保や定着が必要であり、介護人材の資質向上や離職防止、新たな担い手確保に向けた支援を進めます。</p>			
事業内容(対策)			
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護人材確保に向けた啓発の取組として、勤続3年未満の介護職員が介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認する取組を推進することにより、新任介護人材の離職を防止し、定着を図ります。 ● 懸案事例を抱えている介護事業所に専門講師を派遣し、その解決に向けて支援する「講師派遣事業」に取り組みます。事業所への講師派遣による課題解決や離職防止支援、職場環境の改善への働きかけなど、介護職員の資質の向上やキャリア形成に向けた総合的支援により介護人材の育成・定着を図ります。 ● アセッサー（福祉・介護職員評価者）の資格取得を支援し、福祉・介護職員や事業所に対する社会的評価を高め、優秀な福祉・介護人材の確保及び定着を促進しています。引き続き周知に努め、「アセッサー資格取得支援事業」として、国が定める介護プロフェッショナルキャリア段位制度に基づき、アセッサー資格を取得するための研修受講料を補助します。 ● 新たな介護人材確保、職員の事務負担軽減に向けた選択肢として、外国人人材の雇用を検討している事業所を対象に、基本的な手続き等を周知するセミナー事業を実施します。 ● 介護の仕事の魅力について、就学期を含めた幅広い世代に周知するため、関係部署及び岡山県を含む関係機関と連携し、魅力向上に資する啓発事業を実施します。 ● その他、介護人材確保の施策について、関係機関等と協議しながら検討していきます。併せて、岡山県が実施している以下のような取組を引き続き周知します。 			
<p> 次ページへつづく</p>			

【介護人材確保に向けた取組（実施主体：岡山県）】（令和5年度（2023年度））	
テーマ	実施事業名
再就職支援	潜在的有資格者の再就業に向けた研修
	再就職準備金の貸付
離職防止	新任職員合同入職式の開催
	社会保険労務士による悩み相談・出張講座
働きやすい職場づくり	認証評価制度の実施「おかやま☆フクシ・カイゴ職場すまいる宣言」
参入促進	福祉介護の仕事出前講座（中・高校生対象）
	福祉のしごと職場体験ツアー（小・中学生対象）
	「介護の日」啓発イベント
	福祉の就職フェア岡山の開催
	介護の入門的研修
	介護福祉士修学資金等の貸付（外国人も対象）
	外国人介護留学生に対する奨学金を支給する施設への補助
	技能実習生及び特定技能外国人に対する介護技能向上のための研修

【目標値】 交流事業参加者数(人)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	150	150	150	100	100	100
実績	中止	18	15	—	—	—

※令和5年度（2023年度）実績は見込み

【目標値】 講師派遣事業における延べ派遣回数(回)

	実績			計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	20	20	20	20	20	20
実績	2	4	2	—	—	—

※令和5年度（2023年度）実績は見込み

【目標値】 アセッサー資格取得支援事業における研修受講料補助人数(人)

	実績			計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	50	50	50	30	30	30
実績	3	1	5	—	—	—

※令和5年度（2023年度）実績は見込み

【目標値】 魅力向上啓発事業実施回数(回)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	—	—	—	3	3	3
実績	—	—	—	—	—	—

【目標値】 外国人人材雇用セミナー実施回数(回)(カッコ内:延べ参加者数)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	—	—	—	1(30)	1(30)	1(30)
実績	—	—	—	—	—	—

②	介護現場の生産性向上や負担軽減(介護ロボット、ICT等)	担当課	事業者指導課
事業の目的・概要			
<p>高額であり、効果や適合性が確認できない介護ロボットは、介護従事者の負担軽減や離職防止に資すると見込まれながら、現場への導入が進んでいません。テクノロジー活用の効果や、導入に向けた支援制度の情報等を適切に提供することにより、介護現場の生産性向上に向けた支援を行っていきます。</p>			
事業内容(対策)			
<ul style="list-style-type: none"> ● 先進的な介護ロボットを、介護事業者に年2回、3か月ずつ無償で貸出することで、その効果を体験してもらい、普及推進につなげます。 ● 介護現場の革新、生産性向上に資するさまざまな支援・施策を一括して網羅的に取り扱うワンストップ型の事業者への支援を可能とする「介護生産性向上総合相談センター(仮称)」の設置を岡山県が予定しています。岡山県と連携し、生産性向上に向けた支援を行います。 			

(2) 介護保険サービスの質の確保と向上

①	事業者に対する指導・監査	担当課	事業者指導課
事業の目的・概要			
<p>事業者に対する指導・監査は、高齢者の尊厳を支える、より良いケア実現のための支援である「指導」と指定基準違反や不正が疑われる場合に介護保険法に規定された権限を使用する「監査」があります。</p>			
事業内容(対策)			
<ul style="list-style-type: none"> ● 「指導」については、事業所を集めて行う「集団指導」と、各事業所に赴いて個別に行う「運営指導」があり、年間を通じて計画的に行っています。「監査」については、違反や不正が疑われる場合に適宜行っています。 ● 「集団指導」と「運営指導」を効率的に組み合わせることにより実効性の高い指導になるように継続的に行います。「監査」については、利用者の虐待が疑われる場合などには、無通告で実施するなどにより、即応性の高い厳正な対応を行います。 ● 国が示している事故報告様式を活用して、報告された事故情報を適切に分析し、事業者への指導を行います。 ● 感染症予防、感染症対策研修等の周知啓発の指導や、避難訓練の実施状況、防災計画の確認等を定期的に行い、指導の強化を行います。 			

②	公正な要介護認定	担当課	介護保険課
事業の目的・概要			
<p>要介護（支援）認定申請者に対して行われる認定調査及び主治医による意見書を基に、申請者の状況を的確に把握し、介護認定審査会において審査判定を行います。</p>			
事業内容(対策)			
<ul style="list-style-type: none"> ● 岡山県が指定する指定市町村事務受託法人へ認定調査業務の一部を委託し、調査の平準化を図っています。 ● 公正な要介護認定を行うため、岡山市介護認定審査会運営協議会において方針を検討するとともに、適正かつ円滑な介護認定審査会の運営を進めます。 ● ICT等の活用により、感染症などへの対策や事務負担軽減を図るとともに、指定市町村事務受託法人との連携を強化するなど、要介護認定事務が機能不全に陥らないよう体制の構築を進めます。 			

③	要介護認定研修事業	担当課	介護保険課
事業の目的・概要			
介護サービスを必要とする者を適切に認定するため、介護認定に係る職員、認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医に対し、公正な要介護認定に関する各種の研修を実施します。			
事業内容(対策)			
持続可能な介護保険制度の構築に向け、関係部署及び関係機関と連携し、介護認定に係る課題等を把握するとともに、公正な要介護認定に関する必要な情報等について、各種研修を通じて周知します。			
(1) 認定調査員研修			
● 認定調査を行う調査員に対し、調査項目の定義・特記事項等の記載に関する研修を実施します。			
(2) 介護認定審査会委員研修			
● 介護認定審査会委員に対し、審査判定の方法等に関する研修を実施します。			
(3) 主治医研修			
● 主治医に対し、主治医意見書の趣旨や記載方法等に関する研修を実施します。			

【目標値】 認定調査員研修実施回数(回)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	10	10	10	8	8	8
実績	6	7	8	—	—	—

※令和5年度（2023年度）実績は見込み

【目標値】 介護認定審査会委員研修実施回数(回)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	6	6	6	5	15	5
実績	6	14	3	—	—	—

※令和5年度（2023年度）実績は見込み

【目標値】 主治医研修実施回数(回)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	2	2	2	2	2	2
実績	1	2	2	—	—	—

※令和5年度（2023年度）実績は見込み

④	介護給付適正化事業	担当課	介護保険課
事業の目的・概要			
<p>介護保険制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築するために、介護給付を必要とする者を適切に認定し、利用者が真に必要とするサービスを事業者が適切に提供するよう、国の介護給付適正化計画に基づき、要介護認定の適正化などの主要3事業を中心とする介護給付の適正化を行います。</p>			
事業内容(対策)			
<p>国の介護給付適正化計画に基づく、以下の主要3事業を実施します。</p> <p>(1) 要介護認定の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要介護認定に係る調査票点検を行います。また、令和2年度(2020年度)より指定市町村事務受託法人へ認定調査事務の一部を委託しており、定期的な意見交換や情報連携を図りつつ、より質の高い認定調査を行います。 <p>(2) ケアプラン点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護支援専門員資格を有する職員が、利用者の自立支援に資する視点で介護給付等のケアプランが作成されているかを中心に、面談等を実施し、ケアマネジャーの「気づき」を促します。 ● 実施にあたっては、国が示す点検テーマに加え、市独自の点検テーマを設定し、ケアプラン作成に関する助言ポイントを伝わりやすく工夫するほか、点検効果が多くの事業所にフィードバックされるよう、点検、助言内容を総括して公表します。 ● 事業所選定において、国保連合会給付適正化システムやケアプラン分析システムを活用し、対象を絞り込んだ上で優先的な点検を実施します。 <p>(3) 医療情報との突合・縦覧点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 岡山県国民健康保険団体連合会との連携による請求内容の点検を実施し、過誤請求による給付費適正化を図ります。 ● 実施にあたっては、国保連合会給付適正化システムにより出力される効果的な帳票を優先的に点検します。 			

【目標値】 認定調査票点検割合

	実績			計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	100%	100%	100%	100%	100%	100%
実績	100%	100%	100%	—	—	—

※令和5年度(2023年度)実績は見込み

【目標値】 ケアプラン点検実施件数(件)

	実績			計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	190	190	190	190	190	190
実績	161	179	180	—	—	—

※令和5年度（2023年度）実績は見込み

【目標値】 医療情報との突合・縦覧点検数(件)(カッコ内:疑義件数(過誤件数))

	実績			計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	8,500	8,500	8,500	8,000 (950)	8,000 (950)	8,000 (950)
実績	7,794 (716)	7,682 (692)	7,792 (914)	—	—	—

※令和5年度（2023年度）実績は見込み

⑤	介護保険制度の普及啓発、情報提供、相談の充実	担当課	介護保険課・事業者指導課
事業の目的・概要			
<p>関係部署及び関係機関との連携により、情報提供や相談体制を充実させ、介護保険制度の趣旨について市民理解の醸成を図り、相談や苦情に迅速かつ適切に対応することで、サービスの質の確保を図ります。</p>			
事業内容(対策)			
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険制度普及啓発のためのパンフレット「岡山市あんしん介護保険」を作成し、市ホームページ等で情報提供を行います。また、要望に応じて地域の集まりなどに出向き、啓発活動を行います。 ● 利用者が介護サービス事業者等を適切かつ円滑に選択することができるよう、介護サービスの内容や運営状況等に関する情報をインターネット上の「介護サービス情報公表システム」で公表します。 ● 相談や苦情に対しては苦情処理機関に位置付けられている岡山県国民健康保険団体連合会とも連携を図り、対応します。 ● 関係各課及び岡山県国民健康保険団体連合会、指定居宅介護支援事業所等と連携を図り、情報提供・相談体制を充実させ、介護保険制度の趣旨について市民理解の醸成を進め、相談や苦情に迅速かつ適切に対応することでサービスの質の確保を図ります。 			

⑥	介護保険料の独自減免	担当課	介護保険課
事業の目的・概要			
低所得者に対して過重な負担とならないように配慮し、介護保険料について、市独自の減免施策を講じています。			
事業内容(対策)			
<ul style="list-style-type: none"> ● 下記条件のすべてに該当する人の介護保険料額を第1段階相当まで減額します。 <ul style="list-style-type: none"> 条件1 保険料の所得段階が第2,3段階（世帯非課税）であること 条件2 世帯の年間収入が下記の額以下であること <ul style="list-style-type: none"> ・世帯に70歳以上の人がないとき 96万円+48万円×（世帯員数-1） ・世帯に70歳以上の人がいるとき 108万円+48万円×（世帯員数-1） 条件3 所得税・住民税の扶養控除の対象になっていないこと 条件4 医療保険の被扶養者になっていないこと 条件5 活用できる不動産がなく、預貯金が350万円を超えていないこと ● 現状の市独自の減免施策を継続して実施します。納付通知書発送時等で制度周知を図り、適切な運用に努め、低所得者に対して過重な負担とならないように配慮します。 			

⑦	社会福祉法人による利用者負担軽減	担当課	介護保険課
事業の目的・概要			
低所得者に対して利用者負担の軽減を行った社会福祉法人のうち、一定の要件を満たす場合、市・県・国がその一部を法人に助成することによって、介護サービスの利用促進を図ることを目的としています。			
事業内容(対策)			
<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年、社会福祉法人に対し、取組を促すための依頼文を送付して、実施法人の増加及び制度の周知に努めます。 ● 低所得者が必要なサービスを安心して利用できるよう、引き続き取組を推進します。 			

⑧	デイサービス取り組み表彰事業	担当課	事業者指導課
事業の目的・概要			
介護サービスの質の向上に積極的に取り組むデイサービス事業所を評価し、上位の事業所を表彰します。			
事業内容(対策)			
<ul style="list-style-type: none"> ● 平成25年度（2013年度）から実施していた「デイサービス改善インセンティブ事業」を引き継ぎ、「デイサービス取り組み表彰事業」として令和5年度（2023年度）から開始しました。 ● デイサービス事業所と市が共同して選定した5つの評価指標の達成状況や、利用者の日常生活機能の維持、改善度合いについて評価を行い、その結果に応じて表彰事業所を選定します。さらに、表彰事業所のうち上位事業所には報奨金を授与します。また、表彰事業所は、パンフレットやホームページで紹介します。 			

【目標値】 事業参加デイサービス事業所数(事業所)

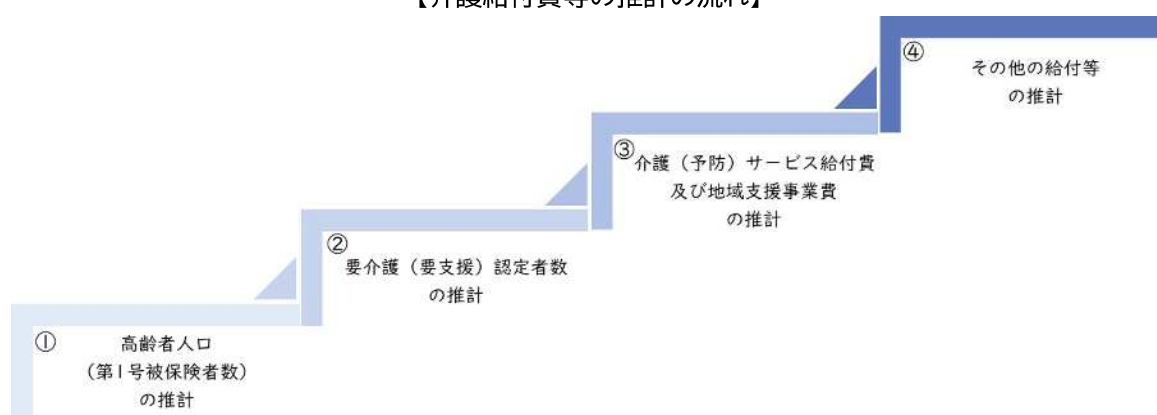
	実績			計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	—	—	—	100	110	120
実績	—	—	90	—	—	—

第6章 介護給付費等の見込み及び保険料額

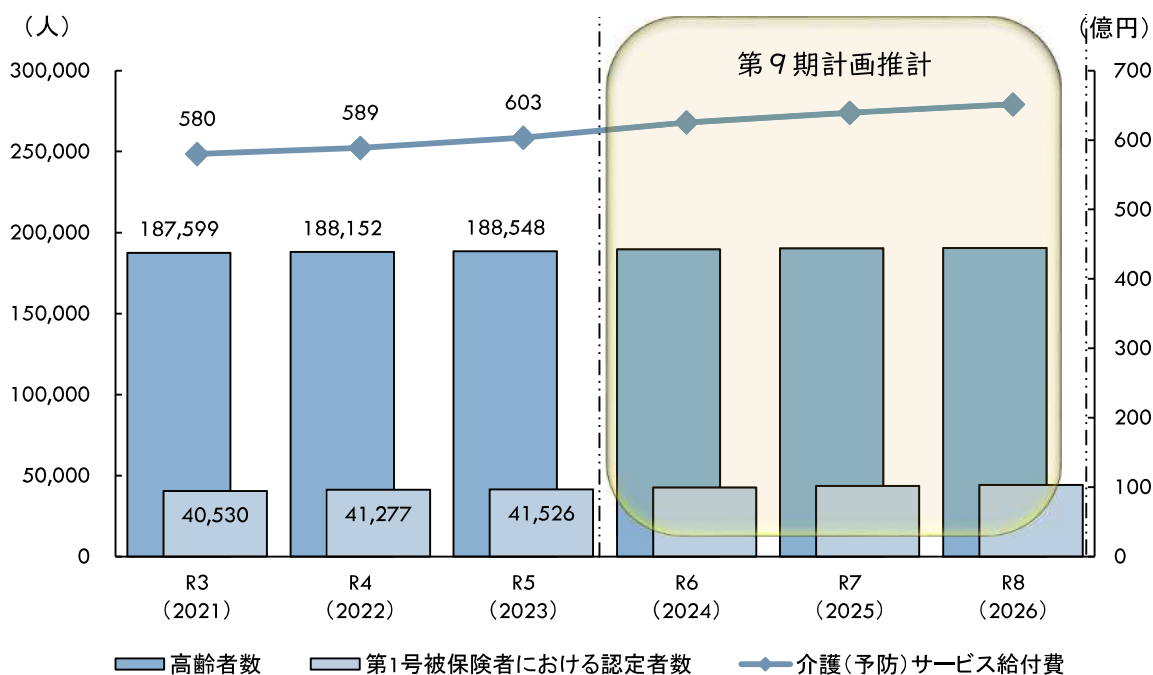
1 介護給付費等の推計の流れ

第9期計画における介護給付費等を見込むにあたり、はじめに高齢者人口及び要介護（要支援）認定者数を推計します。その上で、施設・居住系サービスや在宅サービス等の利用者数、事業所・施設整備計画や直近の給付実績等をもとに、各年度における介護（予防）サービス給付費、地域支援事業費及び介護給付にかかる費用等を推計します。

【介護給付費等の推計の流れ】



【第9期計画にかかる推計期間】

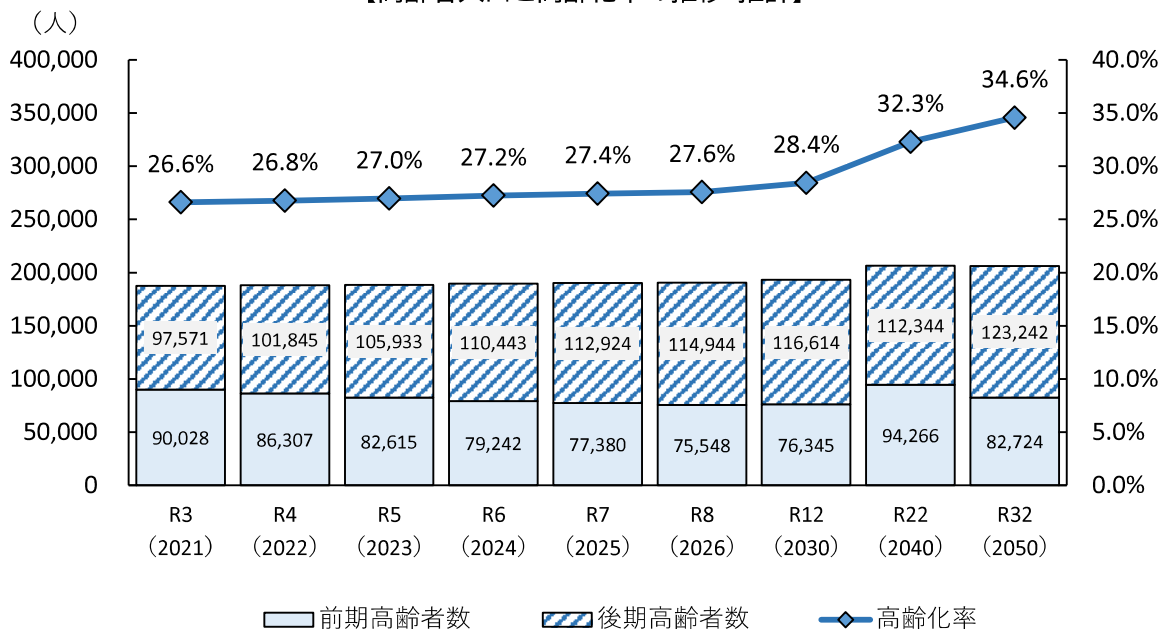


2 高齢者人口(第1号被保険者数)の推計

高齢者人口(第1号被保険者数)は、令和元年から令和5年の各年9月末時点の住民基本台帳の総人口を起点として推計しました。

令和5(2023)年の高齢化率は、27.0%となっており、団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年の高齢化率は27.4%となることが予測されます。また、令和22(2040)年には高齢化率は32.3%となり、おおよそ3人に1人が65歳以上になります。

【高齢者人口と高齢化率の推移・推計】



単位：人

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)	R32 (2050)
前期高齢者数	90,028	86,307	82,615	79,242	77,380	75,548	76,345	94,266	82,724
後期高齢者数	97,571	101,845	105,933	110,443	112,924	114,944	116,614	112,344	123,242
高齢者数合計	187,599	188,152	188,548	189,685	190,304	190,492	192,959	206,610	205,966
総人口	705,241	702,808	699,112	696,495	693,821	690,986	678,502	639,813	595,845
高齢化率	26.6%	26.8%	27.0%	27.2%	27.4%	27.6%	28.4%	32.3%	34.6%

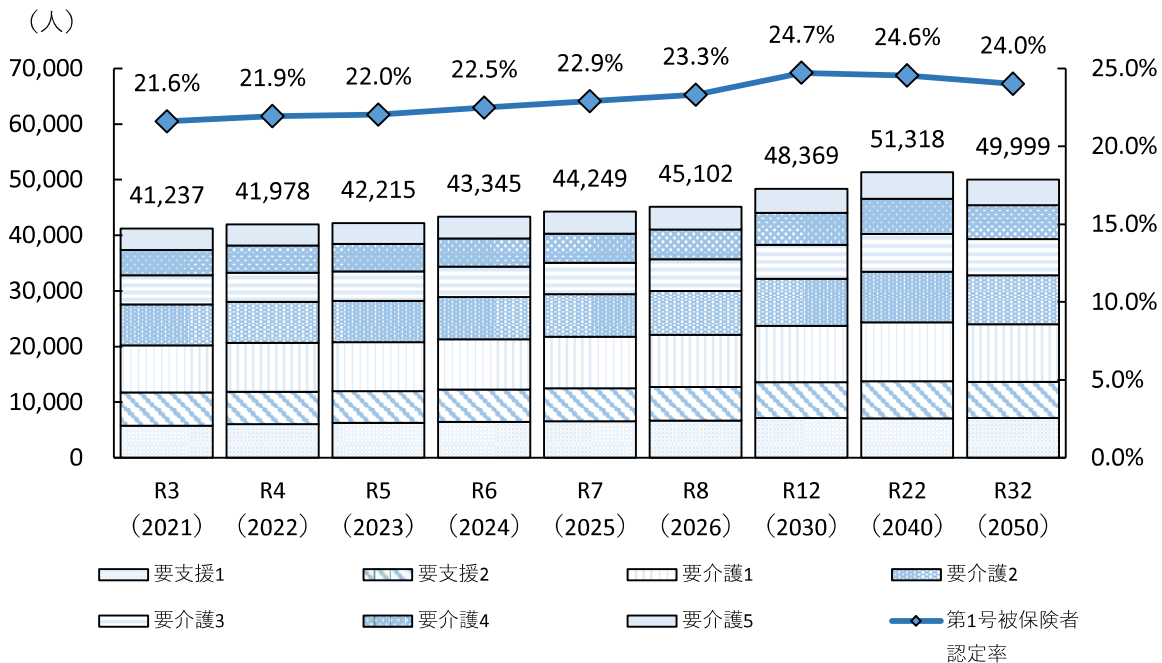
※各年度9月末時点の住民基本台帳人口。(令和5年度までは住民基本台帳人口 令和6年度以降は岡山市独自推計値)
 前期高齢者：65歳以上75歳未満の高齢者 後期高齢者：75歳以上の高齢者

3 要介護(要支援)認定者の推計

要介護（要支援）認定者数は、第8期計画期間（令和3年度から令和5年度）における認定者数の動向を踏まえ、令和5年9月末時点における年齢別・性別・要介護度別の認定状況を起点として、各年度の高齢者人口の状況をもとに推計しました。

その結果、第1号被保険者における認定率は、令和8（2026）年度に23.3%となる見込みであり、令和22（2040）年度には24.6%まで増加します。

【要介護(要支援)認定者数と第1号被保険者認定率の推移・推計】



単位：人

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)	R32 (2050)
要支援1	5,806	6,030	6,257	6,436	6,562	6,677	7,163	7,126	7,163
要支援2	5,932	5,874	5,720	5,830	5,936	6,040	6,449	6,618	6,499
要支援者 小計	11,738	11,904	11,977	12,266	12,498	12,717	13,612	13,744	13,662
要介護1	8,451	8,793	8,835	9,053	9,218	9,390	10,097	10,618	10,346
要介護2	7,398	7,309	7,418	7,583	7,742	7,905	8,460	9,119	8,782
要介護3	5,185	5,313	5,308	5,469	5,592	5,706	6,132	6,749	6,504
要介護4	4,616	4,801	4,923	5,091	5,213	5,327	5,731	6,333	6,091
要介護5	3,849	3,858	3,754	3,883	3,986	4,057	4,337	4,755	4,614
要介護者 小計	29,499	30,074	30,238	31,079	31,751	32,385	34,757	37,574	36,337
要介護(支援)認定者数 合計	41,237	41,978	42,215	43,345	44,249	45,102	48,369	51,318	49,999
第1号被保険者における認定者数	40,530	41,277	41,526	42,648	43,552	44,405	47,687	50,729	49,468
第1号被保険者数	187,599	188,152	188,548	189,685	190,304	190,492	192,959	206,610	205,966
第1号被保険者認定率	21.6%	21.9%	22.0%	22.5%	22.9%	23.3%	24.7%	24.6%	24.0%

※各年度9月末時点の要介護認定者数。(令和5年度までは介護保険事業状況報告 令和6年度以降は岡山市独自推計値)

要介護(要支援)認定者数には、第2号被保険者における認定者を含む。(40歳以上65歳未満の要介護認定者)

※第1号被保険者数は、第6章2の高齢者人口より参照(178ページ)

※第1号被保険者認定率は、第1号被保険者における認定者数を第1号被保険者数で除したものの。

4 介護給付費等の推計

第5章で記載した、今後の介護（予防）サービス必要量及び施設・居住系サービスの整備計画を踏まえ、第9期計画期間中の介護（予防）サービス給付費を推計しました。

(1) 介護(予防)サービス給付費の推計

第9期計画期間中の介護（予防）サービス給付費の推計は、以下のとおりです。

【介護サービス給付費の推計】

■ 居宅サービス		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
訪問介護	給付費（千円）	4,463,403	4,635,169	4,784,266
	回数（回）	132,770	137,668	142,072
	人数（人）	5,705	5,874	6,029
訪問入浴介護	給付費（千円）	147,284	154,005	157,980
	回数（回）	971	1,013	1,040
	人数（人）	181	189	194
訪問看護	給付費（千円）	2,349,333	2,467,708	2,544,114
	回数（回）	42,944	45,031	46,425
	人数（人）	4,244	4,443	4,579
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	218,759	222,866	227,078
	回数（回）	6,185	6,295	6,415
	人数（人）	517	526	536
居宅療養管理指導	給付費（千円）	935,490	982,416	1,017,020
	人数（人）	6,455	6,762	6,995
通所介護	給付費（千円）	7,648,395	7,939,054	8,187,685
	回数（回）	80,710	83,752	86,483
	人数（人）	7,241	7,518	7,768
通所リハビリテーション	給付費（千円）	2,646,343	2,709,002	2,749,880
	回数（回）	27,597	28,116	28,467
	人数（人）	3,022	3,078	3,116
短期入所生活介護	給付費（千円）	2,381,998	2,504,019	2,573,083
	日数（日）	22,236	23,358	23,991
	人数（人）	1,888	1,986	2,038
短期入所療養介護 （老健・病院等・介護医療院）	給付費（千円）	221,570	226,790	233,973
	日数（日）	1,606	1,644	1,696
	人数（人）	197	201	207
福祉用具貸与	給付費（千円）	2,121,516	2,210,022	2,276,507
	人数（人）	12,650	13,208	13,574
特定福祉用具購入費	給付費（千円）	66,761	68,792	70,160
	人数（人）	198	204	208
住宅改修費	給付費（千円）	130,155	132,918	134,836
	人数（人）	139	142	144
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	3,593,050	3,600,248	3,664,963
	人数（人）	1,462	1,459	1,486

■ 地域密着型サービス		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費（千円）	518,271	568,254	616,488	
	人数（人）	267	291	315	
夜間対応型訪問介護	給付費（千円）	0	0	0	
	人数（人）	0	0	0	
地域密着型通所介護	給付費（千円）	2,410,001	2,439,078	2,499,445	
	回数（回）	24,939	25,266	25,897	
	人数（人）	2,446	2,482	2,545	
認知症対応型通所介護	給付費（千円）	318,042	325,426	335,537	
	回数（回）	2,350	2,400	2,472	
	人数（人）	201	205	211	
小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	3,204,818	3,242,604	3,303,508	
	人数（人）	1,333	1,355	1,379	
認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	5,427,304	5,487,627	5,525,221	
	人数（人）	1,679	1,695	1,706	
地域密着型特定施設入居者 生活介護	給付費（千円）	0	0	0	
	人数（人）	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	給付費（千円）	3,448,967	3,522,097	3,594,900	
	人数（人）	950	969	989	
看護小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	292,412	348,269	399,338	
	人数（人）	104	122	140	
■ 施設サービス		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
介護老人福祉施設	給付費（千円）	8,046,955	8,057,139	8,057,139	
	人数（人）	2,442	2,442	2,442	
介護老人保健施設	給付費（千円）	6,530,582	6,538,846	6,538,846	
	人数（人）	1,809	1,809	1,809	
介護医療院	給付費（千円）	491,669	492,291	492,291	
	人数（人）	106	106	106	
■ 居宅介護支援		給付費（千円）	3,028,298	3,129,651	3,220,024
		人数（人）	16,890	17,415	17,907
介護サービス計		給付費（千円）	60,641,376	62,004,291	63,204,282

出典：岡山市独自推計

【介護予防サービス給付費の推計】

■ 介護予防サービス		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	74	74	74
	回数（回）	1	1	1
	人数（人）	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費（千円）	214,103	220,296	224,231
	回数（回）	5,103	5,242	5,335
	人数（人）	652	671	683
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費（千円）	28,875	29,502	30,145
	回数（回）	898	916	936
	人数（人）	94	96	98
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	41,093	42,551	44,077
	人数（人）	355	367	380
介護予防 通所リハビリテーション	給付費（千円）	616,009	620,279	619,627
	人数（人）	1,512	1,516	1,511
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	16,488	13,908	14,341
	日数（日）	204	173	178
	人数（人）	42	36	37
介護予防短期入所療養介護 （老健・病院等・介護医療院）	給付費（千円）	2,390	2,393	2,393
	日数（日）	20	20	20
	人数（人）	2	2	2
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	293,444	301,877	310,014
	人数（人）	3,791	3,900	4,006
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	17,638	17,891	18,141
	人数（人）	70	71	72
介護予防住宅改修	給付費（千円）	83,605	85,570	86,470
	人数（人）	85	87	88
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	145,731	144,458	146,400
	人数（人）	157	155	157
■ 地域密着型介護予防サービス		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
介護予防認知症対応型通所介護	給付費（千円）	2,177	2,180	2,180
	回数（回）	26	26	26
	人数（人）	4	4	4
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	124,089	126,236	126,808
	人数（人）	144	146	147
介護予防 認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	33,365	33,407	36,444
	人数（人）	11	11	12
■ 介護予防支援	給付費（千円）	280,916	287,145	292,394
	人数（人）	4,936	5,039	5,131
介護予防サービス計		1,899,997	1,927,767	1,953,739

※給付費は年度累計の金額、回（日）は1か月あたりの数、人数は1か月あたりの利用者数

出典：岡山市独自推計

(2) 地域支援事業費の推計

介護予防・日常生活支援総合事業費については、前年度実績に75歳以上高齢者の伸び率を乗じた額、包括的支援事業・任意事業費については、前年度上限額に高齢者数の伸び率を乗じた額が上限と定められており、この範囲内で事業費を推計しています。

【地域支援事業費の推計】

単位：千円

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
介護予防・日常生活支援総合事業費			
介護予防・日常生活支援総合事業			
介護予防訪問サービス事業費			
生活支援訪問サービス事業費			
介護予防通所サービス事業費			
生活支援通所サービス事業費			
介護予防ケアマネジメント事業費			
審査支払手数料（介護予防・生活支援）			
高額総合事業サービス事業費	2,202,060	2,305,081	2,393,930
高額医療合算総合サービス事業費			
一般介護予防事業			
介護予防センター事業費			
フレイル対策事業費			
健康相談事業費			
食生活改善事業費			
総合特区訪問介護インセンティブ事業費			
デイサービス取り組み表彰事業費			
包括的支援事業費・任意事業費			
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）			
地域包括支援センター運営費			
任意事業			
介護給付費適正化事業費			
在宅介護者支援事業費			
家族介護教室事業費			
認知症高齢者見守り事業費			
成年後見制度利用支援事業費			
介護保険住宅改修支援事業費			
シルバーハウジング生活援助員派遣事業費			
給食サービス促進事業費			
介護機器貸与モデル事業費			
包括的支援事業（社会保障充実分）			
在宅医療・介護連携推進事業費			
生活支援体制整備事業費			
認知症初期集中支援推進事業費			
認知症地域支援・ケア向上事業費			
認知症サポーター活動促進・			
地域づくり推進事業費			
地域ケア会議推進事業費			
合計	3,487,648	3,597,060	3,689,731

出典：岡山市独自推計

(3) その他の給付等の推計

第9期計画期間における介護（予防）サービス給付費及び地域支援事業費の推計に加えて、その他の給付等として、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を第8期の実績に基づき推計しました。

【その他の給付等の推計】

単位：千円

その他の給付等	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
特定入所者介護サービス費等給付額	1,436,846	1,468,669	1,496,981
高額介護サービス費等給付額	1,550,982	1,564,894	1,576,858
高額医療合算介護サービス費等給付額	283,403	296,417	310,029
算定対象審査支払手数料	77,874	79,266	80,666
合計	3,349,106	3,409,246	3,464,534

出典：岡山市独自推計

(4) 介護給付費等の推計結果

第9期計画期間における介護給付費等の推計結果は、以下のとおりです。

【介護給付費等の推計結果】

単位：千円

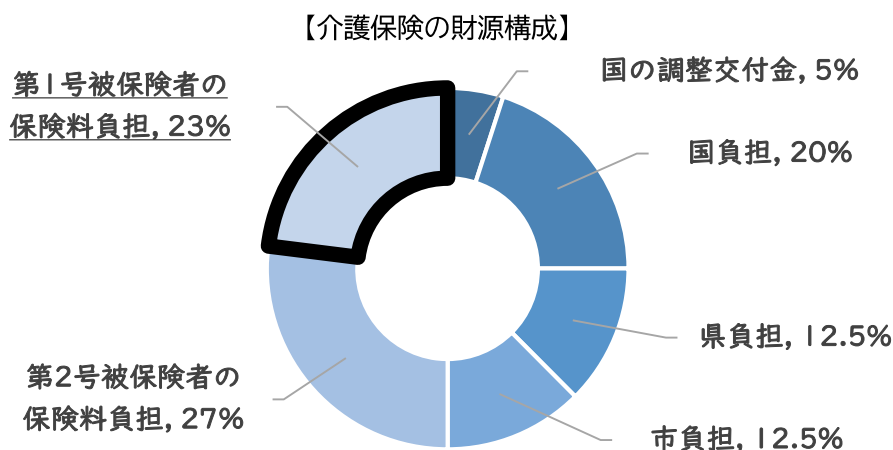
	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
標準給付費	65,890,479	67,341,304	68,622,555
介護サービス給付費	60,641,376	62,004,291	63,204,282
介護予防サービス給付費	1,899,997	1,927,767	1,953,739
特定入所者介護サービス費等給付額	1,436,846	1,468,669	1,496,981
高額介護サービス費等給付額	1,550,982	1,564,894	1,576,858
高額医療合算介護サービス費等給付額	283,403	296,417	310,029
算定対象審査支払手数料	77,874	79,266	80,666
地域支援事業費	3,487,648	3,597,060	3,689,731
合計	69,378,126	70,938,364	72,312,286

※標準給付費：介護（予防）サービス給付費及びその他の給付等の合計

岡山市独自推計

5 介護保険の財源構成と介護保険料

介護保険の費用負担は、50%を公費、50%を保険料で負担します。第9期計画期間（令和6(2024)～8(2026)年度）においては、第1号被保険者（65歳以上の人）に23%の保険料を負担していただきます。



(1) 介護保険料の収納状況

令和4年度の収納率については、令和3年度に比べ、現年度分が99.62%と0.05ポイント上昇、滞納繰越分が28.48%と4.55ポイント減少し、全体では98.96%と0.17ポイント上昇しました。

【介護保険料の収納状況】

			R3 (2021)	R4 (2022)
現年度分	特別徴収※1	調定額	12,759,821,034	12,802,891,904
		収納額	12,759,821,034	12,802,891,904
		収納率	100.00%	100.00%
	普通徴収※2	調定額	1,220,627,836	1,218,621,128
		収納額	1,159,840,422	1,165,845,478
		収納率	95.02%	95.67%
	合計	調定額	13,980,448,870	14,021,513,032
		収納額	13,919,661,456	13,968,737,382
		収納率	99.57%	99.62%
滞納繰越分	調定額	165,358,128	132,509,229	
	収納額	54,618,705	37,738,041	
	収納率	33.03%	28.48%	
合計	調定額	14,145,806,998	14,154,022,261	
	収納額	13,974,280,161	14,006,475,423	
	収納率	98.79%	98.96%	

※1 特別徴収：受給年金額が年額18万円以上の人で、受給年金から天引きする納め方

※2 普通徴収：無年金者や受給年金額が年額18万円未満などで、個別に納付する納め方

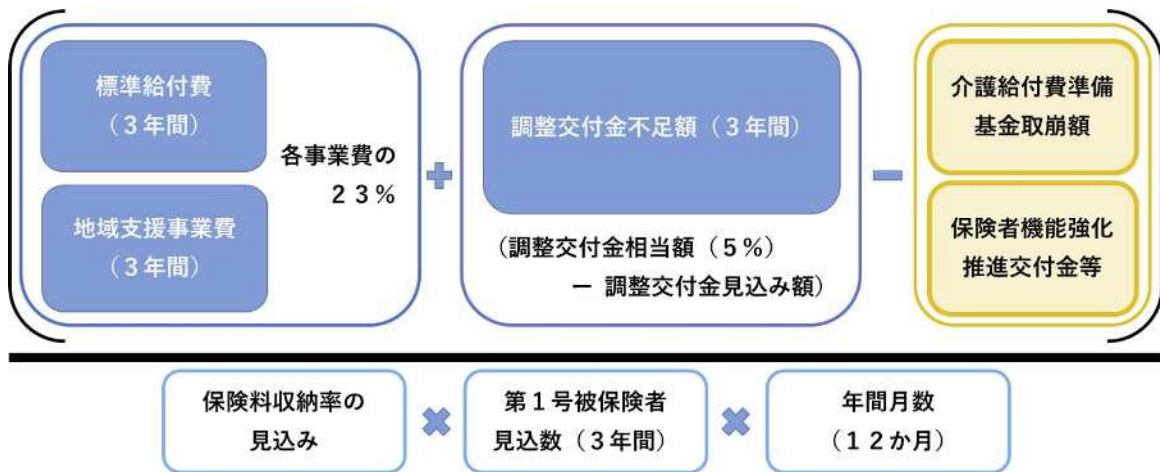
(2) 介護保険料基準月額の算定

第1号被保険者の介護保険料は、各保険者（市町村）が、計画の策定を通じて、3年ごとに算定・見直しを行います。

介護保険料の基準月額は、標準給付費と地域支援事業費の23%に、調整交付金不足額を加え、介護給付費準備基金取崩額、保険者機能強化推進交付金等の額を差し引き、その額を見込みの保険料収納率で除し、所得段階別の保険料割合を反映した第1号被保険者見込数で除して年額を算出し、その額を12か月で除して算定します。

第9期計画期間中の基準月額については、高齢者数の増加に伴うサービス利用者数の増加、介護報酬改定などの上昇要因もありますが、介護予防・状態改善の取組や、介護給付適正化をさらに推進した上で、岡山市の介護給付費準備基金等を充当することにより、第8期の6,640円と同額にします。

【第1号被保険者保険料基準額(月額) 算定方法】



○計算方法としては、

【(標準給付費+地域支援事業費)の23%+調整交付金不足額) - (介護給付準備基金取崩額+保険者機能強化推進交付金等)】

÷【保険料収納率×第1号被保険者見込数(3年間)×12か月】

- ※1 調整交付金相当額：標準給付費と介護予防・日常生活支援総合事業費について、国が負担する割合（25％）から定率負担分（20％）を除いた割合により計算された交付額。
- ※2 調整交付金見込み額：標準給付費と介護予防・日常生活支援総合事業費について、国が負担する割合（25％）から定率負担分（20％）を除いたのち、市町村ごとの高齢者の年齢構成比や所得段階構成比に応じて、国で調整を行った割合により計算された交付額。
- ※3 介護給付費準備基金：介護保険の中期的な財政調整を図るため、介護保険法の趣旨に基づき、保険者である各市町村が設置している基金。計画期間中に設定された保険料と給付費等見込みの過不足に応じ、積立または取崩を行う。次期保険料の上昇抑制に充てるために取り崩すことも可能。
- ※4 保険者機能強化推進交付金等：高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を支援する保険者機能強化推進交付金及び介護予防・健康づくり等の取組を支援する介護保険保険者努力支援交付金。交付額は、自立支援等に資する市町村の取組を客観的な指標で評価し、達成状況に応じて国の予算の範囲内で決められる。

第9期介護保険料額（基準月額） 6,640円

※第8期介護保険料額（基準月額）：6,640円

(3) 第1号被保険者の介護保険料基準月額の推計

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	合計
第1号被保険者数	189,685	190,304	190,492	570,481
前期高齢者数	79,242	77,380	75,548	232,170
後期高齢者数	110,443	112,924	114,944	338,311
75～84歳	74,858	76,758	77,105	228,721
85歳以上	35,585	36,166	37,839	109,590
所得段階別加入割合補正後被保険者数【A】	185,919	186,525	186,710	559,155
標準給付費見込額【B】	65,890,478,522	67,341,303,807	68,622,554,527	201,854,336,856
地域支援事業費見込額【C】	3,487,647,527	3,597,060,449	3,689,731,271	10,774,439,247
介護予防・日常生活支援総合事業費【D】	2,202,059,527	2,305,081,449	2,393,930,271	6,901,071,247
包括の支援事業・任意事業	1,110,387,000	1,114,010,000	1,115,110,000	3,339,507,000
包括の支援事業（社会保障充実分）	175,201,000	177,969,000	180,691,000	533,861,000
第1号被保険者負担分相当額 【E】 = (【B】 + 【C】) × 23%	15,956,968,991	16,315,823,779	16,631,825,734	48,904,618,504
調整交付金不足額 【F】 = 【g】 - 【i】	40,855,902	174,116,263	71,016,240	285,988,405
調整交付金相当額 【g】 = (【B】 + 【D】) × 5%	3,404,626,902	3,482,319,263	3,550,824,240	10,437,770,405
調整交付金見込交付割合【h】	4.94%	4.75%	4.90%	
調整交付金見込額 【i】 = (【B】 + 【D】) × 【h】	3,363,771,000	3,308,203,000	3,479,808,000	10,151,782,000
準備基金取崩額【J】				4,465,000,000
財政安定化基金取崩による交付額【K】				0
保険者機能強化推進交付金等【L】				528,000,000
保険料収納必要額 【M】 = 【E】 + 【F】 - 【J】 - 【K】 - 【L】				44,197,606,909
見込みの保険料収納率【N】				99.20%
保険料の基準額				
年額【O】 = 【M】 ÷ 【N】 + 【A】				79,680
月額【P】 = 【O】 ÷ 12				6,640

出典：岡山市独自推計

6 介護保険料の段階設定

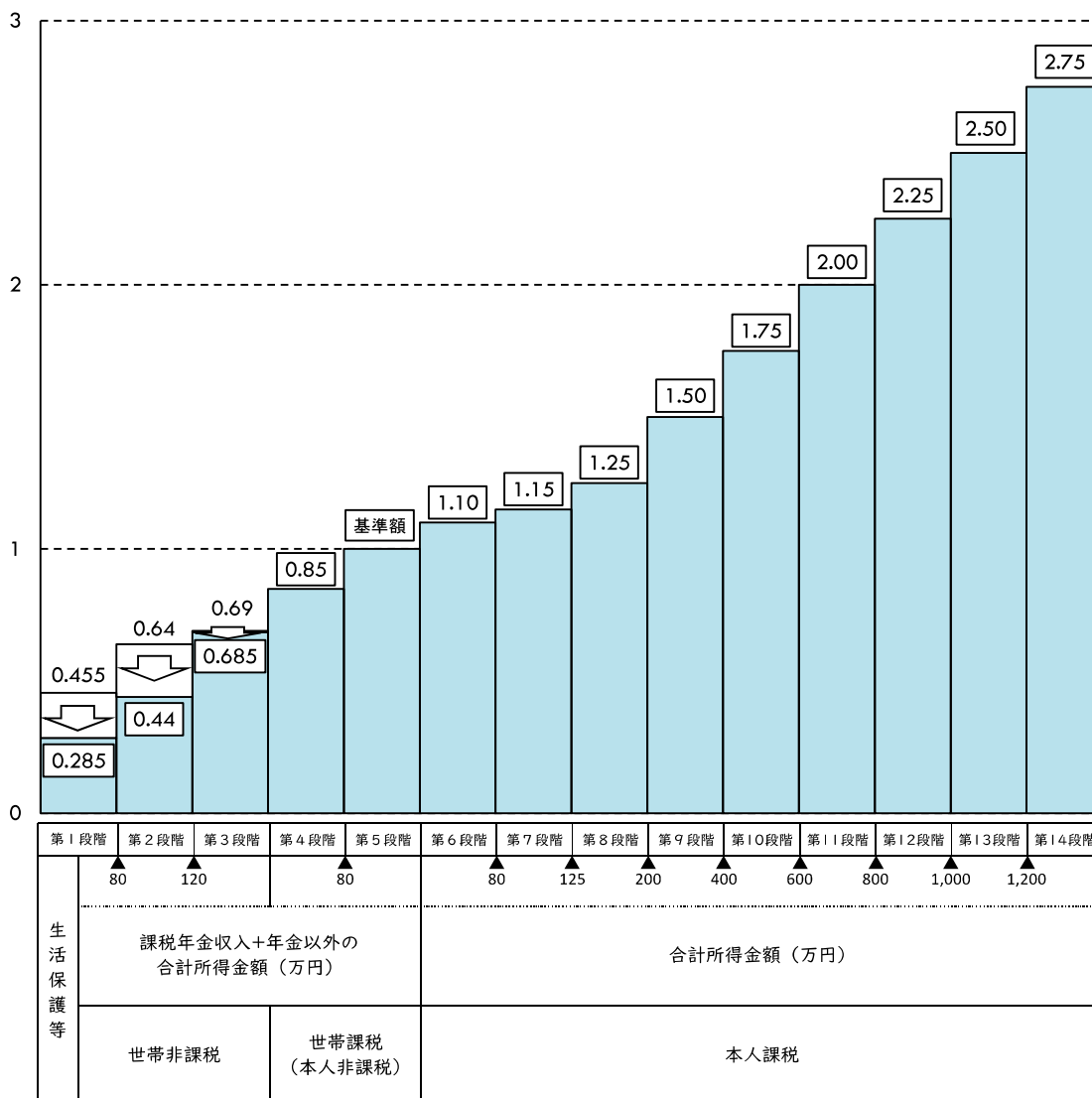
第9期計画期間における保険料は、被保険者の負担能力に応じた段階設定として、第8期計画における保険料段階を引き継ぎ、下図のように設定します。

<第8期計画からの変更点>

- (1) 第1段階の保険料率を0.5から0.455に引き下げ、保険料負担を軽減します。
- (2) 第2段階の保険料率を0.7から0.64に引き下げ、保険料負担を軽減します。
- (3) 第3段階の保険料率を0.75から0.69に引き下げ、保険料負担を軽減します。

図表 第9期保険料

(保険料率)



※介護保険料の決定に用いる「合計所得金額」は、地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費等を控除した額で、医療費控除、扶養控除等の所得控除前の金額)から、譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額

※消費税を財源とする別枠の公費投入により、第1段階は0.455から0.285に、第2段階は0.64から0.44に、第3段階は0.69から0.685に、それぞれ保険料率を引き下げます。

図表 介護保険料段階区分（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）

所得段階	対象者	保険料率	保険料月額
第1段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 中国残留邦人支援給付受給者 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が80万円以下	基準額 ×0.285	1,892円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額 ×0.44	2,921円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が120万円を超える	基準額 ×0.685	4,548円
第4段階	本人が市民税非課税で世帯に課税者がいる人で、本人の課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が80万円以下	基準額 ×0.85	5,644円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯に課税者がいる人で、本人の課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が80万円を超える	基準額	6,640円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が80万円未満	基準額 ×1.1	7,304円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が80万円以上125万円未満	基準額 ×1.15	7,636円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額 ×1.25	8,300円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満	基準額 ×1.5	9,960円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額 ×1.75	11,620円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額 ×2.0	13,280円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.25	14,940円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	基準額 ×2.5	16,600円
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,200万円以上	基準額 ×2.75	18,260円